

令和6年 第4回教育委員会会議録

令和6年4月18日（木）

甲州市教育委員会

第4回教育委員会 会議録

日 時 令和6年4月18日(木)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	加 藤 幸 夫
委 員	田 口 由 季	委 員	永 田 清 一

一 欠席した委員は次のとおりである。

委 員 依 田 智 子

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	丸 田 美津恵
教育総務課L	窪 川 はづき	生涯学習課長	小 林 好 彦
生涯学習課L	土 屋 典 子	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	堀 井 ますみ	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	角 田 菜々花		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第6号 甲州市教育支援センター(適応障害教室)設置要綱の一部を
改正する要綱制定について

日程第3 議案第7号 地区公民館館長の任命について

日程第4 議案第8号 甲州市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第5 議案第9号 甲州市社会教育委員の委嘱について

日程第6 議案第10号 甲州市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第7 議案第11号 甲州市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長 本日は依田議員から欠席の届出がありましたので、ご承知願います。ただいまの出席者は、4人です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第4回教育委員会を開会いたします。

それでは、議事日程に基づき、会議を進めます。

〔日程第1〕

教育長 日程第1 教育長諸般の報告を行います。

それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。

本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

〔日程第2〕

教育長 日程第2 議案第6号 甲州市教育支援センター（適応指導教室）設置要綱の一部を改正する要綱制定について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長 それではよろしく願いいたします。議案第6号 甲州市教育支援センター（適応指導教室）設置要綱の一部を改正する要綱制定について、説明をさせていただきます。お手元の資料4枚目に要綱の概要を添付させていただいております。そちらを基に説明させていただきます。まず、趣旨でございます。現在、不登校状態にある児童生徒の支援のため、陽だまり教室を令和4年4月から大和ふるさと会館内に設置をしたところでございます。現在までには小学校5年生と6年生並びに中学生の受け入れをしてきたところであります。しかしながら不登校状態にある児童生徒は年々増加傾向にあります。令和5年度末の30日以上欠席した児童生徒は、令和4年度末対比140%に増加しているということになります。さらに、15日以上29日以下で欠席されている児童生徒は、令和4年度末対比189%と、ほぼ倍の数で増加している状況です。令和5年度末の不登校・不登校気味の児童生徒が小学生、中学生合わせて令和4年度末対比156%と増加している状況です。特質すべき点として、中学生より小学生の増加傾向が高いことから、陽だまり教室につきましても小学4年生からの受け入れを拡大させていただき、この対策を図るためにお要綱の改正をさせていただいたものになります。よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。説明につきまして、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 それでは、お諮りします。日程第2 議案第6号 甲州市教育支援センター（適応指導教室）設置要綱の一部を改正する要綱制定につきましては、原案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、議案第6号につきましては、原案のとおり制定するものといたします。

〔日程第3〕

教育長 日程第3 議案第7号 地区公民館館長の任命について、提案説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第7号 地区公民館館長の任命について、説明をさせていただきます。

お手元の資料の2枚目に今回任命する10名の名簿をつけさせていただきました。
いずれの10名の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日となっております。
よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。説明につきまして、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

それでは、議案第7号 地区公民館館長の任命について、原案のとおり任命するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

議案第7号につきましては、原案のとおり任命するものといたします。次に移ります。

【日程第4】

教育長

次に、日程第4 議案第8号 甲州市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、提案説明をお願いします。

生涯学習課長

はい。それではよろしくお願いいたします。議案第8号 甲州市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、説明をさせていただきます。お手元の資料2枚目に、今回委嘱する10名の委員が記載されています。なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。説明につきまして、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

ありがとうございました。それでは、議案第8号 甲州市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきましては、原案のとおり委嘱するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

議案第8号については原案のとおり委嘱するものとします。次に移ります。

【日程第5】

教育長

日程第5 議案第9号 甲州市社会教育委員の委嘱について、提案説明をお願いします。

生涯学習課長

はい。議案第9号 甲州市社会教育委員の委嘱について、説明をさせていただきます。お手元の資料2枚目に、今回委嘱させていただく16名の委員を掲載しております。なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。また、設置の根拠としまして、お手元の資料3枚目に甲州市社会教育委員設置条例を記載しております。よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。説明につきまして、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

ありがとうございました。それでは、日程第5 議案第9号 甲州市社会教育委員の委嘱につきましては、原案のとおり委嘱するものといたします。次に移ります。

〔日程第6〕

教育長 日程第6 議案第10号 甲州市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案説明をお願いします

生涯学習課長 議案第10号 甲州市公民館運営審議会委員の委嘱について、説明をさせていただきます。お手元の資料2枚目に、今回委嘱させていただく16名の委員を記載しております。なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。生涯学習課長から説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 それでは、議案第10号 甲州市公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、原案のとおり委嘱するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 議案第10号については原案のとおり委嘱するものとします。次に移ります。

〔日程第7〕

教育長 日程第7 議案第11号 甲州市スポーツ推進委員の委嘱について、提案説明をお願いします。

生涯学習課長 はい。議案第11号 甲州市スポーツ推進委員の委嘱について、説明をさせていただきます。お手元の資料2枚目に、今回委嘱させていただく24名の委員を掲載しております。なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。説明につきまして、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第11号 甲州市スポーツ推進委員の委嘱につきましては、原案のとおり委嘱するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 議案第11号については原案のとおり委嘱するものとします。

教育長 本日本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。次回 第5回定例教育委員会は、5月15日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、次回 第5回定例教育委員会は、5月15日午前9時30分から開催予定といたします。

これをもちまして令和6年第4回定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

甲州市教育委員会会議規則第15条第3項の規定により署名する。

教 育 長

委 員